

韓国における フリーランスの実態と 政労使の対応



労働政策研究・研修機構
特任研究員
呉 学殊

1 はじめに

韓国でも就業形態の多様化、希望就職の困難、価値観の多様化、さらにはIT技術の発達などにより、雇用労働者ではない形で働くフリーランスが増えつつある。しかし、フリーランスに関する包括的な実態調査はあまりおこなわれておらず、全容把握には限界がある。本稿では、既存調査の内容を用いてフリーランスの実態を明らかにした上、フリーランスの抱える問題の解決に向けた政労使の対応を紹介し、何らかの日本への示唆となることを期待する。

2 フリーランスの実態

韓国では、フリーランスの定義を行った上、実態調査を行った政府の公式な調査は見当たらないが、韓国統計庁の「経済活動人口調査」からフリーランスの人数を割り出すことは可能である。同調査によると、フリーランスとみられる「従業員を雇用しない自営業者」は2018年398.7万人、19年406.8万人、20年415.9万人、21年420.6万人、そして22年426.7万人と毎年微増している。同自営業者は、2022年全就労者2808.9万人の15.2%に当たる。また、同調査の「勤労形態別付加調査」によると、「特殊形態勤労従事者」(以下、「特雇」)¹は2022年8月56.1万人と、同月全就労者2902.5万人の1.9%に当たる。上記の自営業者は「非賃金労働者」の中に含まれて、「特雇」は「賃金労働者」の中に含まれている。そのため、両者は重複しておらず、合計は2022年482.8万人と、全就労者の約17.1%に当たる。

フリーランスに関する韓国政府の公式な調査がない中、何人かの研究者がフリーランス規模を推定しているが、金ジョンジンらは、既存の諸研究を踏まえ

て、フリーランス規模の推定モデルを5つに分けて実態を分析している(金ジョンジンら 2021a)。

【モデル1】:非賃金労働者の中で従業員を雇用しない1人自営業者として報酬及び労働時間を自ら決める者

【モデル2】:【モデル1】+非賃金労働者の中で従業員を雇用しない1人自営業者として、韓国標準職業大分類上、管理職及び専門職

【モデル3】:1人自営業者

【モデル4】:【モデル3】+特雇

【モデル5】:【モデル4】+臨時・日雇労働者の中、専門職及び管理職

金ジョンジンらは、上記の「経済活動人口調査」及び韓国労働研究院の「韓国労働パネル調査」²のデータを用いて、5つのモデルごとの実態・比較を行っている。主な内容を見てみることにする。まず、フリーランスの規模は、【モデル1】から【モデル5】に行くほど、大きくなっている。それは、【モデル1】と【モデル2】の定義が「報酬及び労働時間を自ら決める者」とされてその該当者に限られるからだとみられる。経年的にみると、両モデルのフリーランスは減少したが、特に【モデル1】は、2009年951千人から2018年194千人へ79.6%も減った。【モデル2】は【モデル1】ほどではないが、同期間46.2%も減少した。両モデルとも減ったのは「報酬及び労働時間を自ら決める者」が少なくなったことによるものであり、その意味で、就業条件の自己決定力のあるフリーランスが減ったともいえる。【モデル3】から【モデル5】は、従業員を雇っていない1人自営業者がメインであるが、【モデル4】はそれに特雇、【モデル5】は臨時・日雇労働者の中の専門職及び管理職を加えたモデルである。【モデル3】、【モデル4】、【モデル5】は、フリーランスの規模が2009年

より2018年のほうがそれぞれ2.2%、2.8%、11.7%多くなった。【モデル5】は、臨時・日雇労働者の専門職及び管理職が含まれているので、フリーランスの範囲をはみ出しているといえる。そういう意味で、フリーランスの実態に最も近いのは【モデル3】と【モデル4】といえよう。それを中心に月平均所得、週平均就業時間、経験年数についてみてみると、2018年【モデル3】の月平均所得は257万ウォンと2009年の179万ウォンより43.6%増加した(「表1」参照)。【モデル4】は同期間43.5%増加であった。いっぽう、全就業者の月平均所得は同期間35.6%増加に留まったので、フリーランスの所得が労働者より多く上がったといえる³。とはいうものの、月平均所得の絶対水準は、【モデル4】の場合、全就業者より低く、2009年16.1%、2018年11.2%低いのである。週平均就業時間は、【モデル4】が2009年50.1時間から2018年46.4時間に3.7時間短縮されたが、全就業者も同期間4.7時間短縮された。その結果、【モデル4】の週平均就業時間は、全就業者より2009年0.6時間長かったが、2018年は1.6時間と、もっと長くなった。しかし、両者の差はそれほど大きくない。フリーランスの経験年数(【モデル4】基準)は、2009年12.4年、2018年12.9年と9年の間0.5年長くなった。全就業者は同期間8.4年と9.0年と、0.6年長くなった。いずれの年もフリーランスの経験年数が全就業者より長いが、両者の差は若干小さくなった。

以上、フリーランスの5つのモデルを用いて、規模、月平均所得、週平均就業時間、経験年数の変化及び全就業者との簡単な比較を行ったが、【モデル4】がフリーランスの実態を最もよく現わしていると思われる。【モデル4】を中心にみてみると、2009年から2018年の9年の間、規模は2.8%、月平均所得は43.5%増加し、週平均就業時間は3.7時間短縮、経験年数は0.5年長くなった。概ね労働条件は改善してきたといえるが、

全就業者に比べてみると、まだ低い。

金ジョンジンらは、2020年職種別フリーランス調査を行ったが⁴、その内容についてもみてみることにする(金ジョンジンら 2021b)。フリーランス職種は「芸術家型」、「特雇型」、「プラットフォーム型」、「独立自由契約型」、「個人事業者型」である。フリーランスになる前の就業形態は、正社員36.1%、仕事の未経験32.8%、非正規賃金労働者19.9%、非賃金労働者7.7%、フリーランス3.5%の割合であった。フリーランスという就業形態の選択が自発的であったと答えたのは59.2%、非自発的であったのが40.6%である。自発的選択の最も多い理由は「自由な時間の活用」が39.7%にのぼった。そのほか、「家事と労働の併行」6.5%、「高い所得の仕事」3.7%、「仕事の探しやすさ」3.2%、「業務経験とキャリアを積むため」2.7%、「収入増加」1.8%、「学業などのための臨時的仕事」1.6%であった。回答率が最も多い「自由な時間の活用」を多く選択した職種は「プラットフォーム型」47.4%、次いで「個人事業者型」46.3%、「独立自由契約型」42.3%などの順であった。いっぽう、非自発的にフリーランスを選択した理由として最も多いのは「職業特性」22.5%、「賃金労働者としての仕事の不足」8.1%、「組織生活の適応が難しい」6.8%、「健康上の問題」2.6%であった。「職業特性」を最も選択した職種は「芸術家型」で、回答率は60.9%と平均より約3倍にのぼる。

職種別フリーランスの就業実態をみてみる。まず、月平均所得は全体平均が183万ウォンであるが、職種別には「特雇型」が214万ウォンと最も高く「芸術家型」が134万ウォンと最も低い(「表2」参照)。週就業時間は職種ごとに大きな差がなく、33時間前後である。仕事への満足度をみると、総合的には50%～60%と職種別に大きな差はないが、「個人事業者型」58.6%と最も高い。報酬では「芸術家型」が最も低い

表1 韓国のフリーランスモデルごとの規模及び就業実態

	規模 (単位: 千人)		月平均所得 (単位: 万ウォン)		週平均就業時間		経験年数	
	2009年	2018年	2009年	2018年	2009年	2018年	2009年	2018年
【モデル1】	951	194	166	128	45	24.5	10.6	13
【モデル2】	1240	667	172	251	44.4	34.8	9.5	10.4
【モデル3】	3560	3638	179	257	50.5	46.7	13.2	13.7
【モデル4】	3893	4000	177	254	50.1	46.4	12.4	12.9
【モデル5】	4271	4699	171	242	49.6	45.9	11.6	11.5
全就業者	23688	26822	211	286	49.5	44.8	8.4	9

注) 金ジョンジンらの論文では、2009年から2018年までにデータが収録されているが、2つの時点だけでも大きな流れを把握する上、問題はないと思われる。

出所: 金ジョンジンら (2021a) から筆者が整理した。

表2 職種別フリーランスの就業実態

	月平均所得 (万ウォン)	週就業 時間	満足度			社会保険未加入率				報酬 未払い	報酬の 一方的削減	一方的 解約
			総合	報酬	就業安定	雇用保険	年金保険	健康保険	労災保険			
芸術家型	134	31.6	54.3	38	30.4	95.7	75.4	39.1	68.1	17	19.6	28.9
特雇型	214	32.8	55.2	48.4	38.9	87.7	61.9	23.5	74.2	10.2	15.6	19.7
プラットフォーム型	172	33	53.5	44.7	39.4	90.9	66.9	29.1	75.4	10.1	14.3	17.4
独立自由契約型	160	33.9	56.6	42.9	38.1	91.7	68.6	26.9	76.3	12.7	11	18.8
個人事業者型	194	35	58.6	46.6	44.1	90	40	20	81.3	16	12.2	16.7
全体	183	33.3	55.6	45.1	38.6	90.3	64.1	26.4	75.2	11.9	13.9	19.4

出所：金ジョンジンら（2021b）から筆者が整理。

38%であるが、残りの職種は40%台である。就業の安定でも「芸術家型」が最も低くて30.4%であるが、残りの職種は38%前後であり、その中で「個人事業者型」が44.1%と最も高い。社会保険の未加入率は、雇用保険が全体平均で90.3%と最も高く、次いで労災保険75.2%、年金保険64.1%、健康保険26.4%である。5つの職種を比較してみると、「個人事業者型」の未加入率が他の職種より低いのは年金保険、健康保険であり、逆に高いのは雇用保険と労災保険である。「芸術家型」の未加入率は、他の職種より年金保険が高く、労災保険が低いのが目立つ。「特雇型」、「プラットフォーム型」、「独立自由契約型」では未加入率がほぼ同じである。報酬の未払い、報酬の一方的削減、一方的解約という不当な取扱いを受けたことがあると回答した人の割合は、いずれの職種で10%台であるが、特に高いのは「芸術家型」である。

3 フリーランスに対する 政労使の対応

(1) セーフティネットの拡大⁵

フリーランスは労働者と違って強制的に社会保険が適用されないことが多い。そのため、セーフティネットから抜けている。韓国では、コロナを機にセーフティネットの拡大が図られたが、特に雇用保険である。

文在寅前大統領は、2020年5月10日、就任3周年を機に行った「対国民特別演説」の中で「全国民雇用保険時代の基礎を敷く」と表明した。韓国政府は、それを受けて、2020年12月23日「全国民雇用保険ロードマップ」を発表したが、コロナのような危機の時にセーフティネットから排除されている脆弱階層にその被害が集中し、予期せぬ経済・社会の危機から脆弱階層を心強く保護する、制度化されたセーフティネットの強化が急がれると、全国民雇用保険制度の導入の必要性を明らかにした。推進に当たっては一定以上の所得がある全ての就業者に対し、所得情報を基盤に死角地帯がなく、保護の至急性と現実的管理能力

を考慮し、段階的に適用範囲の拡大を図ることにした。第1段階は芸術従事者である。2020年12月10日、雇用保険を適用することにしたが、約1年の間、加入者数は持続的に増加して、2021年12月2日現在、9万5,000人にのぼった⁶。雇用保険加入者の割合を芸能分野で見ると、放送の芸能(28.7%)、音楽(16.4%)、映画(10.9%)、演劇(9.4%)、国楽(5.1%)、美術(4.4%)などの順であった。

第2段階は特雇である。それに向けて、2020年12月10日、雇用保険法・保険料徴収法が国会を通過し、2021年7月から施行された。加入対象者は、月報酬額が8万円以上の者である⁷。特雇への適用拡大に当たっては、労災適用職種⁸を中心に「保護の必要性」⁹、「管理可能性」¹⁰、「社会的影響力」¹¹を考慮し、適用の優先順位を決定することにした。それに沿って、2021年7月から雇用保険が適用されたのは次の特雇である。保険設計士、クレジットカード会員募集人、貸出募集人、学習誌教師、訪問教師、宅配運転手、貸与製品の訪問点検員、家電設置技師、訪問販売員、持ち込み貨物車運転手、建設機械操縦士、放課後講師である。雇用保険料は労使がそれぞれ特雇報酬の0.7%である¹²。2021年末までに雇用保険に加入した特雇は約56万人にのぼる。2021年11月までの特雇加入者の中、最も高い割合を占めているのが保険設計士で、全加入者の57.8%にのぼった。ついで訪問販売員10.5%、宅配運転手9.3%、学習誌教師7.5%などの順であった¹³。

第3段階はプラットフォーム従事者である¹⁴。韓国では従来から非対面事業が発達していたが、新型コロナウイルスの影響でいっそう拡大している。最近はプラットフォームを介して非対面事業が行われている。プラットフォーム従事者は多様な形態がある。プラットフォーム事業者—配達員—顧客という形態もあれば、それに加えて配達員と顧客の間に代行業者が入る形態もある。2021年12月までにプラットフォーム従事者の中で優先的に雇用保険適用対象となる分野を決め適用に向けて必要な法的措置(施行令の改定など)を行うことにした。実際、2022年1月からプラッ

トフォーム従事者の中で、クイックサービス運転手や配達員と代理運転手が優先的に雇用保険の対象職種に加わった。加入対象者は1か月以上の労務提供の契約を結び、月報酬額が8万円以上の従事者であるが、1か月未満の労務提供契約¹⁵の場合、報酬額と関係なくその都度労務提供を行う者である。

プラットフォーム従事者の雇用保険適用のために、雇用保険法が改正されて、同法の第77条に第7項が追加された。同項では、雇用労働大臣の要請に従い、プラットフォーム事業者が、従事者との労務提供契約の開始日または終了日、労務提供者の名前、報酬などの情報を提供することが義務づけられた。プラットフォーム従事者は二重の被保険資格も許される。雇用保険料は、従事者の報酬額が10万円未満であれば一律に931円(下限額)である。労使が同額を負担することになるが、保険料は事業主が一括して支払う。保険料の上限額は、2年前の保険加入者の平均保険料の10倍以内に告知することになっている。1か月未満の労務提供者の場合、報酬額の60%を基準に保険料を算定する。

以上の雇用保険の保険料は、月所得が一定水準(2022年の場合260万ウォン)以下であり、また、10人未満の企業で働いていると、労使それぞれに保険料の80%が最大3年間支援される。

韓国の国会¹⁶は、プラットフォーム従事者の保護を図るために、2021年3月18日「プラットフォーム従事者保護及び支援等に関する法律案」を発議した。同法律案には、プラットフォーム事業者に、従事者との対等で公正な契約締結及び書面契約書の提供、契約書の定めのない業務要求の禁止、解約の際に15日前まで解約理由及び解約時期などの記された書面の提供などを義務づける内容が含まれている。しかし、同法律案はプラットフォーム従事者の労働組合など労働側の反対により国会を通過することができていない。反対の主な理由は、同法制定により労働者性が否定されるおそれがあるということである。韓国の国家人権委員会も同法案に対し、プラットフォーム従事者の労働者性推定及びその反証は使用者の責任とすべきであるなどの提言をしている。

なお、2022年7月、キャディー、ソフトウェア、貨物車持ち込み運転手などが雇用保険の適用に加わった。

(2) 集団的労使関係の構築

フリーランスは基本的に労働三権が与えられていないが、自ら労働組合を結成し、事業主や政府などと交渉する場合もある。貨物連帯が代表的である。2002年労働組合として結成された貨物連帯は対政府闘争

を展開したが、その中で注目すべきは、2018年3月「貨物自動車運輸事業法」の改正により「安全運賃制」¹⁷の導入を勝ち取ったことである。しかし、時限措置として導入されていた安全運賃制は、現在の政府・与党の反対により、延長されずに時限切れとなってしまった。また、政労使の対話も事実上途切れている。

フードデリバリー産業では労使が歩み寄り2020年10月産別レベルで画期的な労働協約が締結された¹⁸。引き続き、同産業の最大手企業における労働協約も締結された。

ところが、フリーランスが本格的に労働三権を行使していくためには、「労働組合及び労働関係調整法」の改正が必要であると、労働側は主張している。現在、国会で同法の改正案が審議されている。主な内容は、使用者を、労働条件及び組合活動について実質的に支配力・影響力を及ぼす地位にある者とし、直接の雇用関係にない者も使用者とみなされること(同法2条)、また、正当ではないとみなされる労働争議による損害賠償を組合幹部などの個人に請求することに制限を設ける内容(同法3条)である¹⁹。同改正案が国会を通過するか、また、通過しても大統領が拒否権を講じる可能性が高く実現には大きなハードルが残されている。

集団的労使関係の構築は労働者よりといわれた文在寅政府の期間(2017年～22年)積極的に展開されたが、2022年5月からスタートした尹錫悦政府では集団的労使関係の機能喪失が生じている。以上のフリーランス権利闘争を積極的に行っている民主労総を、現政府が敵視しているからである。

(3) 労働組合の共済制度などの構築・運営

労働組合の最大ナショナルセンターである韓国労総は、フリーランスのために2021年「韓国プラットフォームフリーランス共済会」を立ち上げた。同共済会は、労働者主導の職業訓練体系の構築、安全な労働環境の造成、代案的健康管理システムの提案、ネットワークの形成を主要活動目標と定めた。最初の事業として、配達ライダーの安全教育と深夜休憩移動バスの運営を行った。フリーランスが同共済会に加入すると月5千ウォンの会費を支払うことになるが、会員には年間最大105万ウォン分の見返りが与えられる。例えば、指定医療機関での健診の際に、1回目10万ウォン、2回目20万ウォンを限度に支援される。

4 おわりに

韓国では雇用労働者ではないフリーランスが増加している。特に、コロナの影響やIT技術の進展に伴

いプラットフォーム従事者が急増している。しかし、フリーランスの全容を把握できるほどの調査・研究がなされていない。その中で、金ジョンジンらの調査・研究によると、フリーランスは職種ごとに違いがあるが、全就労者に比べて所得などの労働条件が低いだけでなく、社会保障の加入率も低い。

韓国政府は、コロナを機に、フリーランスにセーフティネットの拡大を図った。特に雇用保険の場合、全国民を加入対象にするという目標の下、芸能従事者、特雇、プラットフォーム従事者などに段階的に拡大し一定の実績をあげている。保険加入拡大のために、保険料の支援も最大3年間80%を労使に支援している。ところが、プラットフォーム従事者保護のための法律の制定は、労働者側の反対に遭い、実現していない。また、フリーランスの労働三権の付与・強化につながる労組法改正もその実現が不透明である。それに現政府の労働組合(特に民主労総)に対する敵視的政策により、その間、形成されてきた集団的労使関係の機能喪失も生じ、フリーランス保護は後退している。韓国労総は独自にフリーランスのための共済会を立ち上げているが、どこまで成果を上げるか注目されている。

韓国では、フリーランスのセーフティネットの拡大、集団的労使関係の構築などで進展がみられたが、政権交代により後退が心配されている。日本では、2023年4月28日、「フリーランス新法」が制定されたものの、セーフティネットや集団的労使関係の構築が大きな課題となっているが、韓国の事例から何らかの示唆を得ることを期待して止まない。

- 1 「特殊形態勤労従事者」というカテゴリで調査されているが、略して「特雇」と呼ばれる。同略称は、昔、「特殊形態雇用労働者」と呼ばれたことがゆえんとみられる。調査票の定義では、「特雇」とは、「独自の事務室、店舗または作業場を保有しない中、非独立的な形態で業務を遂行するが、勤労提供の方法、労働時間などは独自に決定する。個人的に募集、販売、配達、運送などの業務を通じて、顧客を探したり迎えたりしながら商品やサービスを提供し、働いた分所得を得る勤務形態」と定義されている。
- 2 韓国労働研究院は、毎年、世帯調査(アンケート調査)を行い、同世帯の家族(15歳以上)に対する労働実態を明らかにしている。調査回答者数は、毎年若干増減するが、約5500世帯の1万1000人である。なお、韓国労働研究院は1989年設立された政府系の労働シンクタンクである。
- 3 就業者の中に、労働者以外に「従業員を雇っている自営業者」も含まれている。
- 4 同調査は、2020年10月から11月にかけて実施したオンライン調査である。調査対象者1015人の中から985人の有効回答票を得た。回答者の属性についてみると、性別では男性341人、女性644人、年齢では20代199人、30代340人、40代286人、50代以上160人である。
- 5 この部分は労働政策研究・研修機構(2022)から多く引用した。
- 6 雇用労働部「報道資料：芸術家雇用保険1周年、コロナ19危機時における雇用安全網の役割」(2021年12月10日)。

- 7 2022年1月からは複数の事業主からもらった報酬額の合計が月80万ウォン以上の者も対象者となった。
- 8 労災保険に適用となった特雇(14職種)を時期別にみると次のとおりである。ちなみに、労災保険料は労使折半である。2008年7月労災適用職種：①保険設計士、②建設機械操縦士(生コン運転手のみ)、③学習誌教師、④ゴルフ場のキャディー、2012年5月労災適用職種：⑤宅配運転士、⑥クイックサービス運転士、2016年7月労災適用職種：⑦貸出募集人、⑧クレジットカード会員募集人、⑨代理運転手、2019年1月労災適用職種：上記の②建設機械操縦士(生コン運転手を含め対象者を拡大)、2020年7月労災適用職種：⑩訪問販売員、⑪貸与製品の訪問点検員、⑫訪問教師、⑬家電設置技師、⑭持ち込み貨物車運転手である。なお、2023年7月1日から、労災保険の専属性要件が全面廃止される。今までフリーランスが労災保険に加入しても特定の事業主に専属していることが補償を受ける要件であったが、専属性要件の廃止により、複数の事業主の下で働いても補償を受けることができるようになった。それに伴い、新たに労災保険に加入し補償を受けられる被保険者は約92万5千と見込まれる(韓国勤労福祉公団「報道資料：2023年7月1日、労災保険の適用がもっと広がります」(2023年6月6日))。
- 9 労働市場における脆弱性(所得が低い、従属性が強い)、諸社会保障制度の適用の実態など。
- 10 所得把握の程度、対象者の特定及び従事実態の確認の可能性など。
- 11 従事者の規模、事業主の製品・サービスのマーケット支配力など。
- 12 2022年7月までは0.8%である。
- 13 雇用労働部「報道資料：特雇雇用保険50万人加入」(2021年11月23日)。
- 14 プラットフォーム従事者は2022年795千人と推計されて全就業者の3.0%を占めている。2021年の661千人より132千人(20.3%)増加した(金ジョンヨン2022)。
- 15 書面契約だけでなく書面契約がなくても実態として労務提供が行われれば当該の労務提供者も対象者となる。
- 16 国会議員20人による発議。代表者は張ミンチョル議員。
- 17 安全運賃制は、貨物運転手の過労を防ぐために労働者、荷主、運送会社が中央レベルで安全運賃委員会を開催し運賃の枠組を決定すると、各地域の支部では、地域特性に合わせて運賃の履行を諮る制度である。生コン、コンテナ運動手からスタートした。
- 18 詳しくは呉学殊(2020)「韓国プラットフォーム配達労働に関する画期的な協約」JILPT緊急コラムNo.023 (<https://www.jil.go.jp/tokusyu/covid-19/column/023.html>)
- 19 改正案は「黄色い封筒法」とも呼ばれる。2014年、韓国の裁判所が双龍自動車のストに参加した労働者達に47億ウォンの損害賠償を命じる判決を下したが、賠償金に賄うために、ある市民がマスコミに4万7000ウォンの入った封筒を渡したが、その後、多くの市民(4万7000人余り)が同様の行動を行った。それを機に、使用者の労働争議に対する損害賠償に制限する法律案が提出されたが、同法案を「黄色い封筒法」と呼ぶようになった。現在も損害賠償の制限があるが、それをもっと強める改正案である。

【参考文献】

- 金ジョンジンら(2021a)『フリーランス労働実態と特徴I—規模の推定、労働状況—』KLSIイシューペーパー第154号(2021-13号)(韓国語)
- 金ジョンジンら(2021b)『フリーランス労働実態と特徴I—規模の推定、労働状況—』KLSIイシューペーパー第155号(2021-14号)(韓国語)
- 金ジョンヨン(2022)「最近プラットフォーム従事者の労働市場の変化と示唆点」韓国雇用情報院『主要雇用イシュー深層分析』(韓国語)
- 国家人権委員会(2021)『プラットフォーム従事者保護及び支援等に関する法律案』に対する意見表明(韓国語)
- 労働政策研究・研修機構(2022)『韓国の非正規労働政策の展開と課題—正社員転換を中心に—』JILPT資料シリーズNo.258(執筆担当者：呉学殊)